

2021年11月4日
中国電力株式会社

**「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」
の改定申入れに対する当社の対応**

平成24年11月1日にお申入れをいただいております安全協定の改定に関しまして、立地自治体と異なる4項目のうち、まずは社内の検討を終えました「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」および「現地確認」の2項目につきまして、以下のとおり、対応させていただきます。

1. 安全協定第7条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」

- 現行の安全協定では、一部、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、鳥取県民の皆さまの安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。
- 核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。

2. 安全協定第11条「現地確認」

- 原子力災害対策特別措置法において、所在都道府県知事、所在市町村長または関係周辺都道府県知事が「立入検査」が出来ると規定されていることに倣い、鳥取県については「立入調査」に改定させていただきます。
- 米子市および境港市は、発電所に立ち入り、確認いただくこととさせていただきます。
- 鳥取県原子力安全顧問については、「立入調査」を実施いただくこととさせていただきます。
- 本対応にあたり、安全協定第11条および安全協定運営要綱を改定させていただきます。

当社は、引き続き、残りの項目についても、鋭意社内検討を進めております。対応内容がまとまりましたら、改めて提案させていただきます。

以 上